

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 入札等の手続きの変更について (お知らせ)

令和2年4月17日
石巻市総務部管財課

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、これまで、入札会場で執行していた入札又は見積合わせ（以下「入札等」という。）は、郵便による入札等（以下「郵便入札」という。）に変更して行います。

入札に参加される方は、入札公告、指名通知書又は見積依頼書等（以下「公告等」という。）をご確認のうえ、入札等にご参加ください。

なお、今回の取り扱いの変更期間については、当分の間とし、今後の情勢により更に変更が生じる場合は、改めてお知らせいたします。

入札会場にご来場頂くことなく入札は全て郵送により行います

入札後、落札候補者にのみ求めていた「入札参加資格審査書類」は入札参加者全員に事前に郵送して頂きます。

「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書」、「入札書」、「工事費内訳書」及び「入札参加資格審査書類」の全てについて、二重封筒に同封の上、「一般書留」又は「簡易書留」により郵送してください。

1 対象となる入札

制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約

(これまで、入札会場で行っていた入札等のすべてについて対象とします。)

2 郵便入札の実施

公告等において、「郵便入札」を執行することを明記します。

なお、開始の時期は、令和2年4月から執行される入札とします。

3 入札書（見積書）及びその他関係書類の提出方法等

(1) 入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の記載の注意事項

入札書等の様式及び記入方法の変更はありませんが、郵便入札のため、代理人での提出はできません。※委任状は不要です。

(2) 提出方法

- ① 入札書等及び入札公告等で示す関係書類は、「一般書留」又は「簡易書留」により郵送してください。それ以外の方法での受付はできません。
- ② 入札書等(工事費内訳書の提出が必要な場合は、工事費内訳書も含む。)は、二重封筒（中封筒及び外封筒）の中封筒に封かんし、その他の入札公告等で示す関係書類（「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書」及び「入札参加資格審査書類」を含む。）は、外封筒に封かんのうえ提出してください。
- ③ この場合、中封筒と外封筒ともに、「入札案件名」、「開札日」及び「入札者名」を必ず記入してください。
- ④ 複数の入札等に参加する場合は、外封筒を入札案件ごと別葉としてください。

(3) 宛先

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

石巻市総務部管財課 契約グループ 行

(4) 提出期限

入札公告等に記載された開札日の前日午後5時まで到着するように郵送してください。それ以降に届いたものは無効（指名競争入札の場合は失格）とします。

4 開札（入札）

- (1) 入札回数は、予定価格を事前公表する場合は1回（初度のみ）とします。
- (2) 予定価格の事前公表を行わない場合は、案件により異なるので入札公告等を確認してください。
- (3) 再度の入札等を行う場合は、次のとおり開札日当日中のファクシミリ施行とします。
 - ア 再度の入札等は、初度の入札で失格とならなかった方全員に、初度の入札における最低価格をFAX施行により開示し、再度入札書等をFAXにより送信してもらうこととします。
 - イ 再度の入札の2回目以降については、同様とします。
- (4) 開札の結果は、入札参加者全員に電子メール又はFAXにより通知します。

5 落札者の決定

落札者が決定した際は、管財課契約グループより電話で連絡をします。
なお、開札結果は、後日、市のホームページに掲載します。

6 「くじ」による落札候補者等の決定

落札候補者（又は落札者。以下同じ。）となるべき同価格の入札をした入札者が、2者以上ある場合は、下記の方法による「くじ」により落札候補者を決定します。

- (1) **「くじ番号」** 石巻市競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）の承認番号を「くじ番号」とします。
- (2) **「くじ順位」** 落札候補者となるべき同価格の入札者をした者の「くじ順位」は、承認簿の登録番号の小さい者から順に0（ゼロ）から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。
- (3) **落札候補者の決定**
 - ア 同価格の入札をした入札者の「くじ番号」の合計を、同価格の入札をした入札者の数で割り、**余り**を算出します。
 - イ 同価格の入札をした入札者の「くじ順位」が、**上記アで得られた余りの数字と同じ者が、落札候補者となります。**

7 入札等の無効及び失格等

入札等の無効及び失格等については、入札公告等、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成 20 年 4 月 22 日告示第 125 号）、石巻市郵便入札実施要綱（平成 20 年 4 月 22 日告示第 126 号）及び石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成 17 年 4 月 1 日告示第 189 号）によるほか、下記に該当する場合は、入札書等を無効とします。

- (1) 「一般書留」又は「簡易書留」以外の方法で入札書等を提出した場合
- (2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札等
- (3) 入札書等を封かんする「中封筒」に、入札案件名、開札日及び入札者が記載されていない場合又は誤った記載がある場合
- (4) 入札案件が異なる入札書等を別葉とせず複数案件を同封している場合

8 入札等の辞退

入札書等の郵送後であっても、開札日の前日までは入札を辞退することができます。

その場合、開札日の前日午後 5 時までには管財課契約グループまで電話連絡のうえ、「入札辞退届」を提出してください。

担 当：総務部管財課契約グループ TEL：0225-23-6612

外封筒

〒986-8501
石巻市総務部管財課契約グループ 行

「入札書及び工事費内訳書」在中

入札参加者名：〇〇〇〇〇株式会社

工事（業務）名：××××××××工事

開札日：令和●年●月●日

外封筒に入れるもの ⇒ 入札後資格審査用一般競争入札
参加申請書（様式第4号）＋入札参加資格審査書類

中封筒

入札参加者名：〇〇〇〇〇株式会社

工事（業務）名：××××××××工事

開札日：令和●年●月●日

中封筒に入れるもの ⇒ 入札書＋工事費内訳書